

総則規定 1 - 3	耐火性能に関する技術的基準
下部に用途が発生する鉄骨階段の耐火被覆	
関連条項：法第 27 条、令第 107 条	

【内容】

- ・ 準耐火建築物又は耐火建築物が要求される建築物の階段が鉄造の場合、階段下に居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途が発生すれば当該用途の直上部分を床として取り扱い、防火区画の必要性に関係なく耐火被覆（耐火時間は当該階段部分の直上階床の耐火時間とし、階段下は柱・梁の耐火被覆としてよい）を必要とする。
- ・ ただし、準耐火建築物において、床の構造に求められる性能が不燃材料である場合を除く。

【解説】

- ・ 鉄造の階段は令第 107 条第 1 号に掲げる技術的基準に適合する階段であるが、階段下に居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途が発生する場合、用途が発生しない場合（通行のみの場合等）に比べて出火の恐れが高まり、階段下で火災が拡大することで避難や初期消火に支障をきたすと考えられる。よって、上記の場合については床に準じた取扱いとすることで、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合の耐火性能を保持させ、避難等の安全性を確保しようとするものである。